

動産譲渡登記

ないこと証明申請データ仕様

(平成26年6月2日更新)

法 務 省

目 次

1. 使用する電磁的記録媒体	1
2. ファイル名及び記録すべき事項	1
3. ファイル形式	1
4. 使用可能文字規定等	1
5. ファイルへの記録方法	2
6. ないこと証明申請データ仕様	4

1. 使用する電磁的記録媒体

ないこと証明申請データを記録する媒体は、以下のとおりとする。

- ・ JIS に準拠した 120 mm の CD-R 又は CD-RW とする。ファイルシステムは JIS X0606 とすること。また、書き込み方法は、追記を不可とするために、ディスクアットワンス (Disk at Once) とする。

なお、1 媒体 1 申請とし、1 媒体に記録することができないこと証明の証明対象となる譲渡人は、2,000 社以内とする。したがって、2,000 社を超える譲渡人についてないこと証明を請求する場合には、その超える部分については別申請としなければならない。

電磁的記録媒体の提出に当たっては、CD-R 又は CD-RW を格納したケースに申請人の氏名 (商号等) 及び申請の年月日を記載したラベルを貼り付けなければならない。

2. ファイル名及び記録すべき事項

1 個の電磁的記録媒体には、ないこと証明申請データとして特定情報ファイル (ファイル名「SEARCH.xml」) を設ける。

なお、ファイルの拡張子「.xml」は、半角小文字でなければならない。

特定情報ファイル (「SEARCH.xml」) には、ないこと証明の証明対象となる譲渡人の「商号等」、「フリガナ」、「所在」及び「会社法人等番号」を記録する。ただし、「会社法人等番号」が不明である場合には、記録することを要しない。

3. ファイル形式

ファイルの形式は、XML 規格とし、JIS X4159 で規定する Extensible Markup Language (XML) 1.0 に準拠しなければならない。

4. 使用可能文字規定等

(1) 使用可能文字

- ・ JIS X 201 及び JIS X 0211 が定義する文字集合 (ただし、一部を除いた制御文字及び 1 バイト仮名文字は除く。) を使用可能とする。
- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合 (非漢字、第一水準漢字及び第二水準漢字) を使用可能とする。

(2) 使用不可文字

- ・ JIS X 0208-1997 が定義する文字集合のうち、次の 6 文字を使用不可とする。

「―」, 「～」, 「//」, 「☎」, 「£」 及び 「―」

- ・ 申請データに外字（JIS X 201 及び 0208-1997 に定義されていない文字）が含まれている場合には、その外字の読みをカタカナで記録する。

(3) 文字コード規定

8-bit UCS Transformation Format (UTF-8)にて規定された文字コードとする。

5. ファイルへの記録方法

- (1) 特定情報ファイル（「SEARCH.xml」）ファイルに所要事項を記録する際には、次の6に定めるところにより、「項番」の欄に掲げる番号の順に「タグ名」欄に掲げる事項を「文字種類」欄に掲げる文字等を用いて記録する（「商号等」の項を除き「全角スペース」を含んではならない。）。
- (2) 「タグ名」欄に掲げる事項を記録する際には、記録すべき事項の前後にそのタグ名を記録しなければならない。例えば「<商号等>法務商事株式会社</商号等>」のように記録しなければならない。
- (3) 「文字数」欄に掲げる数値は、記録すべき事項の文字数を示す。この文字数は、「固定／可変」欄に「固定」と表示された項目については、定められたとおりの文字数でなければならないが、「固定／可変」欄に「可変」と表示された項目については、定められたとおりの文字数以内であればよい。
- (4) 「条件」欄に「必須」と表示された項目は、必ず記録しなければならない。「任意」と表示された項目は、記録しなくてもよい（ただし、各項目の「記録上の注意事項等」に従う。）。「予備」と表示された項目は、将来申請データ仕様の更新等により必要が生じた場合に使用することを予定したものであり、現段階では記録することはできない。
- (5) 譲渡人の商号又は名称を記録する際には、「商号等」の項に本来の表記（戸籍、登記簿等に記載されている漢字仮名交じりのもの又はローマ字その他の符号）を記録し（商号等にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き「全角スペース」を記録することができる。）、 「フリガナ」の項に読み仮名を記録する。
- (6) 「商号等」及び「所在」に入力可能な文字は、JIS 第一水準及び第二水準に限られ、外字が含まれている場合には、当該漢字をカタカナで記録する。
- (7) 「所在」を記録する際、政令指定都市（札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市）にあつては、都道府県名を省略して記録することができる。

また、番地の入力については、「番地」、「番」、「号」等を省略せずに、商業登記簿の記載と同様に正しく記録しなければならない。

6. ないこと証明申請データ仕様

ないこと証明大量請求の場合に作成する特定情報ファイル (SEARCH.xml)

項番	タグ名	固定／可変	バイト長	文字数	文字種類	条件	用 例	記録上の注意事項等	繰り返し	
1	特定情報							動産譲渡登記ファイルを特定するための譲渡人の情報を記録する。		
2	譲渡人情報							複数の譲渡人を記録する場合には、各譲渡人ごとに項番2から6までの事項を記録しなければならない。	↑	
3		フリガナ	可変	180	90	全角カナ	必須	コウオツサンギョウカブ シキガイシヤ		譲渡人のフリガナを記録しなければならない。
4		商号等	可変	120	60	全角	必須	甲乙産業株式会社	譲渡人の商号等を記録しなければならない。 商号又は名称にローマ字を使用している場合に限り、先頭及び最後尾を除き、「全角スペース」を入力することができる。	
5		本店等所在	可変	180	90	全角	必須	東京都中央区〇〇一丁目 1番1号	譲渡人の本店等所在を記録しなければならない。	
6		会社法人等番号	固定	12	12	半角数字	任意	010001111111	会社法人等番号がある場合には、記録することができる。 法人の登記事項証明書の右上に表示されている12桁の数字を入力してください。「-」（ハイフン）は入力してはならない。	↓
7	予備	可変	254	127	全角	入力不可		予備項目であり記録してはならない。		

(注) ないこと証明申請データの特定情報ファイルに記録できる譲渡人の数は、最大2,000社までである。